

# 天草市小規模工事等契約希望者登録申請の手引き

## 1 制度の目的

市が発注する小規模な建設工事及び建設工事に係る修繕について、市の入札参加資格申請が困難な市内に主たる事業所を置く小規模事業者を登録し、これら登録された小規模事業者の積極的活用を図ることにより、当該事業者の受注機会を拡大するとともに、市内経済の活性化を図ることを目的とするものです。

## 2 制度の対象となる契約等

- (1) 小規模工事等の契約対象になる契約は、その内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるものであって、契約金額が50万円以下のものです。
- (2) 契約の方法は原則として複数の登録業者等から見積書を提出していただき、最低の価格の見積書を提出した業者と契約することとなります。  
また、見積を依頼されても辞退することは自由ですが、必ず発注課へ辞退届の提出をお願いします。
- (3) 制度の目的から、契約した小規模工事等については、**自ら施工することが原則となりますので、一括下請負（丸投げ）や市が認めた場合以外の下請負はできません。**  
このため、希望業種は自ら施工できる業種としてください。
- (4) 契約の履行は、天草市契約規則、その他関係法令に基づき信義に従い誠実に履行してください。

## 3 登録できる方・できない方

- (1) 登録できる方  
天草市内に主たる事業所または住所を有する事業者です。経営組織、従業員数等は問いません。ただし、次の(2)に該当する方は登録することができません。
- (2) 登録できない方  
次の各号のいずれかに該当する方は、登録することができません。
  - ① 心身の故障により小規模工事等を適正に行うことができない方又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
  - ② 天草市工事入札参加者資格審査格付要綱に基づく入札参加資格の有資格者
  - ③ 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない方
  - ④ 市税を滞納している方
  - ⑤ 公共発注の相手方として不相当と認められる方

## 4 登録申請の方法

登録を希望される方は、登録申請書に次に掲げる書類を添付し提出してください。

- (1) 市税滞納有無調査承諾書
- (2) 登記事項証明書（登録を希望する方が法人の場合）
- (3) 身分証明書（登録を希望する方が個人の場合）
- (4) 希望する業種を履行するために必要な資格・免許等を証明する書類の写し

※ **身分証明書などは本人以外の方が申請する場合は委任状が必要になります。身分証明書は本籍地の役所（役場）で申請するようになります。**

## 5 登録の申請

定期申請期間は、令和5年4月3日（月）から令和5年4月28日（金）とし、登録の有効期間は令和5年6月1日から令和7年5月31日までです。その後は、登録を希望される際は、2年ごとに申請が必要になります。

**登録受付期間終了後、随時受付を行います。随時受付は受付月の翌月初日から登録を行い、有効期間は令和7年5月31日までです。**

申請書の配布は、本庁契約検査課、各支所担当課で行います。登録申請の受付は、本庁契約検査課で行います。

## 6 名簿の活用及び公表

小規模工事等契約希望者登録者名簿は庁内（出先機関含む）に公表し、小規模工事等の業者選定に活用されます。

また、契約制度の透明性確保のために、閲覧にて一般にも公表します。あらかじめご了承ください。

**ただし、この名簿に登載されても指名や契約を約束するものではありません。**

## 7 登録事項の変更等

登録名簿に登載された後で、登録事項に変更があった時や、事業を廃止、又は登録を辞退したい時には、天草市小規模工事等契約希望者登録変更届、又は、天草市小規模工事等契約希望者廃止・辞退届を速やかに提出してください。

## 8 登録の取消し

登録名簿に登載された事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消します。

- (1) 3の(2)のいずれかに該当するようになった場合
- (2) 倒産し、又は破産した場合
- (3) 受注に関し不正又は不誠実な行為があった場合
- (4) 廃止・辞退届が提出された場合

## 9 契約の締結

契約を締結することになった場合は、発注課の指示に従って必ず書面（請書）により契約してください。なお、契約保証金は免除します。

**なお、契約締結後（発注後）の辞退はできませんのでご注意ください。もし、辞退があった場合は8の(3)に該当するものとして登録を取り消すこともあります。**

## 10 請負代金の支払い

施工完了後の検査に合格後（手直しがあつた場合はその完了後）、請求に基づき支払います。支払いは正当な請求を受けた日から30日以内です。なお、前払金や部分払金はありません。

〈問合せ先〉

天草市役所

総務部契約検査課 物品契約係

住所 〒863-8631 天草市東浜町8番1号

TEL 23-1111（内線1384、1385）

FAX 24-3501